

# 桶川市子ども・子育て応援基金事業選定検討委員会設置要綱

(平成30年2月1日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市子ども・子育て応援基金条例施行規則（平成30年桶川市規則第2号。次条において「規則」という。）第5条の規定に基づく桶川市子ども・子育て応援基金事業選定検討委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 桶川市子ども・子育て応援基金（以下この条において「基金」という。）の使途に関する事。
- (2) 規則第4条に規定する事業の選定に関する事。
- (3) その他必要と認められる事。

2 委員会は、基金の取扱いについて次の各号を参酌し、当面の活用方針を検討するものとする。

- (1) 短期的な取扱い 3か年を目途とした事業への活用
- (2) 定期的な取扱い 毎年度同様の事業への活用
- (3) 中長期的な取扱い 前2号に掲げるもののほか、目標を定めた事業への活用

3 委員会は、当面の活用方針に基づき、広く意見を聴取した上で時代に即したニーズを把握し、事業を検討するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(役員)

第4条 委員会に、次の役員を置き、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 福祉部長
- (2) 副委員長 福祉部副部長。ただし、当該職に2名以上の者があると

きは、そのうちの1名とする。

(役員の職務)

第5条 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて随時開催する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

市長部局	福祉部長 福祉部副部長 秘書広報課長 企画調整課長 総務課長 環境対策推進課長 社会福祉課長 保育課長 高齢介護課長 都市計画課長
教育委員会	教育総務課長 学校支援課長